

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する 教職員対応要領における留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第6条及び第7条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに該当する具体例（第6条関係）

対応要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに該当する具体例は、次のとおりである。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること

### 第2 合理的配慮に該当する配慮の具体例（第7条関係）

対応要領第3条3項と4項のとおり、合理的配慮に該当する具体例は次のとおりである。

（物理的環境への配慮）

（以下、例示）

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、障害のない学生と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 学生の障害特性に応じて、配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること

- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障害のある学生からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的な休憩スペースを設けること

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 障害のある学生に対して、授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコン ノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す障害のある学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、障害のある学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること
- 聞き取りに困難がある障害のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 聞き取りまたは読み取りに困難がある障害のある学生に対して、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 学生の障害特性に応じて、事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 障害のある学生に対して、間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 障害のある学生に対して、口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 障害のある学生に対して、授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 障害のある学生に対して、入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 障害のある学生に対して、成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること

- 障害のある学生に対して、外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 易疲労状態の障害のある学生に対して、大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- 移動に困難のある障害のある学生に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 障害のある学生の教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 障害のある学生の教育実習、病棟実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい障害のある学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障害のある学生が参加している実験・実習等において、その障害特性に応じて特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- 障害特性に応じてICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 授業中、ノートを取ることが難しい障害のある学生に、板書を写真撮影することを認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害のある学生に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある障害のある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 障害のある学生に対して、体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 障害のある学生に対して、教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 機能障害のある学生について、履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 障害のある学生に対して、入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- 治療等で学習空白が生じる障害のある学生に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な障害のある学生に対して、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること